

**(永島議員)**

本県におきましても、地域の実情に応じて交通対策が図られていると思います。我々も実際に、県民の方々から、様々なお声を頂くことも多くあります。その上でお尋ねします。

一時停止や速度規制など、道路標識等の設置について、新規設置や更新する際の基準についてお示し下さい。

【警察総務部長】

標識の種類、様式、設置場所等の基準は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」、いわゆる「標識標示令」で、具体的な設置に関する基準は、警察庁が策定した「交通規制基準」で、それぞれ示されております。

道路標識等の明確な更新基準はありませんが、交通事故等による破損、滅失や老朽化による褪色、摩耗等の理由によりその効用が損なわれたりする場合に更新を行っております。

(永島議員)

県内には、交差点に設置されている一灯 点滅式信号機があります。黄色と赤の点滅している信号機ですが、全国的に撤去の方向で進んでいると聞いてお

ります。そこでお伺いします。県内に一灯点滅式信号機は、現在何か所あるかお示し下さい。

【警察総務部長】

令和7年3月末現在で、県内の748か所に設置しております。

(永島議員)

我々の元には、一灯点滅式信号機の撤去に関して、地域の方々から不安の声も聞こえてきています。撤去予定の現場の方々からすれば、信号を撤去すると、危険度が増すイメージに繋がることは致し方ないかとも思います。そこでお伺いします。

一灯点滅式信号機の今後の方向性、また、撤去後の代わりとなる安全対策についてお示し下さい。

【警察総務部長】

県警察におきましては、平成27年に警察庁が策定した「警察庁インフラ長寿化計画」及び「信号機設置の指針」に基づき、一時停止の交通規制その他の対策により代替が可能な場合は、一灯点滅式信号機の撤去を推進しております。一灯点滅式信号機を撤去する際は、交差点及び優先関係を明確化するため、一時停止標識の設置はもとより、「止まれ」の強調表示、クロスマーク等必要な措置を講じております。引き続き、道路管理者と連携して、必要な安全対策を講じてまいります。

(永島議員)

一方、信号機や道路標識を設置・移設する際は、当該標識等の設置位置によっては、地域住民の円滑な交通に支障が出る場合もあると考えられます。実際の事例として、移設した後に、地域の同意を得て、標識を撤去したケースもあ

りました。

そこで、信号機や道路標識の設置 及び 移設時における地域住民への説明の必要性についてお伺いします。

【警察総務部長】

県警察におきましては、信号機や道路標識等を設置、移設する際には、いわゆる「標識標示令」や「交通規制基準」等に基づき道路利用者からの視認性などを勘案して、分かりやすく守られる交通規制となるような場所を選定しております。

道路標識等の設置箇所が、例えば、駐車場の出入口に近いなど、特に影響を受ける地域住民の方がいらっしゃる場合には、必要に応じて、個別に説明を行っております。

(永島議員)

設置場所が、住民の駐車場の出入口に近い場合などは、説明の必要性がある先として判断できるかと思います。一方、例えば、離合も難しい狭い生活道路に標識を設置もしくは移設する場合などは、警察からすれば、そこを誰が通行するのか当然分からないため、説明が必要な方の把握が難しいと推察します。既に取り組んでいらっしゃるかもしれませんが、例えば、設置や移設場所の、現地の町内会長さんに、事前にお伝えすれば、地域住民へのスムーズな周知につながると考えますので、ご一考下さい。

最後に、警察として地域の交通事情に応じた交通規制を行っていくことが必要と思いますが、標識を設置、移設する場合の今後の警察の対応についてお伺いします。

【警察総務部長】

県警察におきましては、道路標識の設置・移設をする際には、必要に応じて、地域住民の方への説明を行っており、引き続き、地域住民の要望等を踏まえな

がら、道路管理者と連携した、安全で快適な道路交通環境の整備に努めてまいります。

(永島議員)

県警察におかれましては、地域住民の安全・安心を第一に考え、各地域の実態に応じた交通規制を行っていただくとともに、地域住民に寄り添った丁寧な対応と、より一層のコミュニケーションに努めていただくよう要望します。